民潮新報

毎月一回十五日發行
定價 一部拾五錢 郵税五厘 一ヶ年郵税共 金貳圓（但シ臨時號ハ別）
發行兼編輯印刷人 滿口傳
神戸市東山町丁目十番屋敷
發行所 民潮新報社
電話本局一八一一番

海に榮光あり人蘇る
郵船會社の大英斷
屬員、高級船員、在外社員の手當復活
屬員退職手當年限二十五ヶ年に短縮
世相の幻影は斯くして改まる

寒暑共に彼岸を境にして定まる筈の古諺が陽春四月の今日にして苔にも笑みを見せぬ年柄であるにせよ何時まで結ぼれてあるべき花でもない、櫻が時人の心を焦ら立たす如く待ち倦ませるものに日本郵船會社對日本海員組合の交渉に依つて、成立つた郵船屬員の航海手當問題がある、本問題は屢記せる如く郵船會社が半減發表の趣旨を此の名義に轉訛して給與の實質を變へぬ自發的措置であることは云ふまでもないけれど、其給與期間を本年四月三十日限りとせるだけに、期日切迫の昨今世上注視の的となるとも避け難き理數であらねばならぬ。本紙はこの意味に於いて前號に當問題の成行きを他社に先んじて詳記し併せて希望をも述べてその成果の如何なる形體に於いて表現すべきかを凝視しつゝありしに、果然！本日當問題とは切放して見ることの能はぬ

小林水上警察署長は本朝突如として日本海員組合に猶崎組合長を往訪し何事をか密談して辭去せるのみでなく午後二時に至りて之れ又た重役間にも屬員間にも重厚の評判あり併せて多大の信望に依つて新監督に就任せる

浦田格介氏が續いて同組合に姿を現はし之れ又た密談數刻の後立ち去ると同時に組合幹部の面上には掩ひ切れぬ緊張の色が漲り軈がて密書は常務員の全體に亙りて差出された、其内容は素より窺知され難きも各方面に就きて探索した斷片を綜合すると大體に於いて左記各項の外に出でず、殊に動かし得ぬものたることを信ずる、即ち

一、震災手當を取消し屬員航海手當を復舊し大正十三年五月一日より支給する事

二、屬員退職手當年限を二十五年に改正し大正十三年五月一日を以て實施す

三、高級船員竝び在外社員の手當支給規定を復活し大正十三年五月一日を以つて實施す

重役間に於いても本問題は愼重審議され幸ひ充分の歸結を得たるも來る五月の定時總會の決議を經るまでは勿論公表すべき限りにあらず、從つて小林水上署長の訪問も浦田屬員監督の行動も非公式に屬しては居るが、

勝山神戸支店長の旨を含みての出向であることは想察に難からぬ處で、殊に航海手當の復舊は爭議當初の導火線であるから今にして今れを見るも多く異とするに足らされど三十年の退職年限を一擧にして二十五年に縮めた點は兎角の感情を去つて郵船會社の誠意の現れと認むるが穩當なるべく、高級船員竝びに在外社員の手當給與を復活せる如きは均衡上正に然かあるべしと雖も財界萎微の現況に想到すれば又た豫想以上の果斷と謂ふべきである。最も日本海員組合が爭議の當初に於いて機關部員代表者會の決議に基き希望條項として提示した五ヶ條即ち

一、犧牲者を出さぬ事

二、退職手當年限三十年を二十五年に短縮する事

三、ボーテスを高級船員と同率にする事

四、機關部被服費を甲板部と同一にする事

五、食糧の改善

等の内三項以下のものが如何ばかり斟酌鹽梅されて實現するかは暫らく公式の發表を見たる後に讓り、海員組合に檜崎會長の所感を叩きしに氏は例の謹嚴の態度の中にも流石に裏み切れぬ會心の笑を堪へて左の如く語る。

未だ公式の通知に接せぬ今日の場合感想としてお話するとは聊か變なものであるが、自然豫感の如き事象が郵船會社に於いて實現されるものとせば其成果は組合そのものゝ働きではなく全く海員諸子が眞摯な心の結晶と從來に例のない耐久力の代償と云ひたいのと、同時に會社側に敬意を拂ふ意味にも又た男子の本懷たる光風臍月の心境よりしても今後如何なる時でも爭議とか若くば對峙に依る收穫とか云ふやうな言辭を絶體に忘れて海員傳統の本然の姿に返り專ら能率の增進に努め尠くも他を卒ふる底の意氣を養ふて貰ふことが感想の全部だと云ひたいのである云々。

要之するに日本海員組合は本問題折衝の當事者であり而も其交渉は常に紳士的態度を執つて互ひに覺書一つ取交さなかつた程であるから、功を讓つて他を言ふは終始を愼む所以であるが

濱田國太郎氏の姿が組合より消ゑた時は必らず勝山支店長室か若くば浦田監督室に顯はれて默々の裡に阿吽の呼吸に息ついて居たことは爭はれぬ事實で、龜井、米窪の最高幹部及び常務員諸君が不斷の努力を盡して倦まなかつたことも顯著の事實であり、更らに

郵船屬員協會が中山、木原西島、吉本の四常務の名に依つて再三再四航海手當復活の請願書を提出せること及び就中郵司同友會長新中登英氏が同會を代表して同樣請願書を提出し、熱火的奔命を試みた一面、縣當局を始め中村海事部事務官、小林水上署長、互光商會河内研太郎氏等が中間に立つて多大の勞を執り、勝山支店長、浦田監督は申すに及ばず、鳥居、尾崎、中島岩垂の郵船側の諸幹部が時運の傾向に顧み、且つ會社の將來に想到して毎に斡旋の勞を執られたことは見逃かすことの能ぬ炳然たる事蹟であるが故に若しも本紙の報導が事實として發表され、そこひ知らぬ和田津海に榮光かがやき、幾千屬員が生の喜びに息づくと同時に我海運界に此価を作つて全海員の甦る時そこに忘し難き感懷の遺らむことを豫斷しつゝ此稿を終るものである。

（三月三十一日記）

近く發表される
船員增給
近海郵船が導火線となり
大阪商船其他社外船主に波及

海運界の逼迫は各會社船主をして一に經費節減てふ消極策に出づるの外餘義なからしめ海員の陶汰、手當の漸減等が頻りと行はれ、郵船は勿論のこと社外船でも船主對海員の紛擾は渦を卷いて起され昨夏起つた郵船屬員航海手當問題の如きはその代表的のもので海運界不況の處產としては可なり大きな波紋である。

所で昨今經濟界の融和と相俟つて海運界もそろ〳〵と芽をふき始めたので社外船乘組員達が俸給値上げ運動を起す樣なことがあつてはと機を見るに敏なる社外船主は海員待遇改善を講ずることゝなり自發的に先づ俸給値上を斷行することゝなつた、何事にも機を捉へるに巧な大阪商船會社は昨今俸給手當增加の腹案を立てつゝあるやにて近く具體的に發表するそうだ。そして今日迄に增俸確定したものは近海郵船會社の四月一日より最低貳拾九圓の船員俸給を參拾四圓乃至參拾八圓に約二割乃至三割の增給を行つたので日本汽船、明治海運、辰馬汽船、勝田汽船、八馬汽船、山下汽船、國際汽船、川崎汽船の諸會社も默しては居られず此際船員の俸給値上要求の運動の起らぬに先んじて一齊に値上を斷行することゝなり近くそれが發表がある筈だ。

▽偶感錄△

△　△　子

本邦海運界の重鎭を以つて自他共に許せる郵船會社が淺野の東洋汽船を併呑して其大を爲すべく之れが實現の擧措に付いて見るべき多くの事績を數ねてゐるにも拘はらず、水陸兩者の爭ひは彼れが燒かねば癒らぬ病氣とされ、彼れが總會は必ず喧嘩の花が咲くものと豫斷せられて、然も毎事其實を示して居たことは、遺憾ながら否定されぬ處であつたと同時に、昨年の海員爭議も、同社在外社員の總辭表提出も詮じ詰めれば海陸兩者の權力爭ひに端を發して居るとされて居る、今更ら舊い歷史を繰返すでもあるまいが、近藤翁が社長として居た頃は命令一途に出でたのみでなく、命令發動の源は悉く陸員側より出たものであるが、翁の沒後は此不文律が脆く崩れて海側の跳梁に任せ、現に伊東社長を始め重役までが悉く海側に占據されて居ると云はれ、斯くて反目嫉視の暗闘は隨時隨所に曝されて、心ある株主は會社前途の爲めに何等かの對策を講ぜねばならぬとまで考へられて居る。

何にしても閲ひ蕭墻の外に漏れることは厭ふぶきものゝ限りであるから、今次の機會を善用して相互の親善を厚ふし、再び此噂を流布されぬやう心掛けて貰ひたいものである。